

たいようNo.318（2022年6月号）のお詫びと訂正

たいようNo.318（2022年6月号）の2ページに掲載された「●災害貸付・災害住宅貸付のご案内」の表中にある、災害貸付及び災害住宅貸付の「貸付利率」が誤っておりました。
お詫びして訂正いたします。

【誤】

災害貸付

天災や盗難等による損害を受け、その回復のために資金を必要とする場合

貸付対象 ①組合員 ②被扶養者
③被扶養者でない配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹(姻族を除く。)

貸付利率 1.58%

point! 天災だけでなく、盗難被害の回復のための資金など、民間金融機関等では対象とならない資金も借りることができます。

災害住宅貸付

天災やその他の非常災害によって住宅に被害を受け、その復旧のために資金を必要とする場合

貸付対象 ①組合員 ②被扶養者

貸付利率 1.58%

point! 災害見舞金の給付対象となる程度の損害を受けた住宅が貸付対象となります。

【正】

災害貸付

天災や盗難等による損害を受け、その回復のために資金を必要とする場合

貸付対象 ①組合員 ②被扶養者
③被扶養者でない配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹(姻族を除く。)

貸付利率 1.54%

point! 天災だけでなく、盗難被害の回復のための資金など、民間金融機関等では対象とならない資金も借りることができます。

災害住宅貸付

天災やその他の非常災害によって住宅に被害を受け、その復旧のために資金を必要とする場合

貸付対象 ①組合員 ②被扶養者

貸付利率 1.54%

point! 災害見舞金の給付対象となる程度の損害を受けた住宅が貸付対象となります。